

令和7年

第8回新温泉町教育委員会会議議事録

(令和7年8月6日開催)

新温泉町教育委員会

令和7年第8回新温泉町教育委員会議事録

- 1 日 時 令和7年8月6日(水)午後3時00分～午後4時28分
- 2 場 所 浜坂多目的集会施設 小会議室
- 3 出席者 山本教育長
(委員) 宮口教育長職務代理者、村尾教育委員、田中教育委員、岡田教育委員
(事務局) 朝野こども教育課長、中尾生涯教育課長、桶本こども教育課課長補佐
- 4 会議録署名委員 田中教育委員、岡田教育委員
- 5 傍聴者 0人
- 6 議 事
日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名委員の指名
日程第3 議案第23号 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
日程第4 議案第24号 新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会設置要綱の制定について
日程第5 議案第25号 新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について
日程第6 議案第26号 新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設管理規則の一部改正について
日程第7 議案第27号 教育長の辞職の同意について
日程第8 その他 次回新温泉町教育委員会日程について

開会 午後3時00分

○山本教育長 ただいまから、第8回定例教育委員会を始めさせていただきます。

本日は、委員さん4名おそろいですので、この会は成立しております。参事は本日所用で欠席しております。よろしく願います。

日程第1、会期の決定です。8月6日17時までの1日間をお願いいたします。

日程第2、会議録署名委員の指名です。田中委員と岡田委員、よろしく願います。

します。

日程第3、議案第23号 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、事務局よろしくお願ひします。

○朝野こども教育課長 議案第23号、新温泉町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

1ページでございます。新温泉町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条の規定により、委員を選出し委嘱するものです。

委嘱理由は任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。

選出基準につきましては、①から③に記載のとおりです。

人数については、10人以内ということで、このたびは10人委嘱をさせていただきます。任期は、令和7年4月1日から2年間です。委員名簿につきましては、記載の方々です。説明は以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○山本教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問はありますでしょうか。

宮口職務代理。

○宮口教育長職務代理者 このメンバーで問題はないとは思いますが、中学校は生徒指導、小学校は生活指導の先生も入ってもらふべきではないか。

○山本教育長 昨年度も冬場にこの会議があり、事務局として教育委員会の指導主事も出席をしております。学期に1回ずつ行う生徒指導部会の資料、月ごとに報告をさせていただいている不登校やいじめの問題などの資料を提供させていただいています。本町のいじめ問題の対策について、総合的にご意見やご質問をいただくのがこの会の趣旨でもあります。

現場の第一線における生徒指導の担当者は、このメンバーには入ってはおりませんが、事務局が提供している資料は第一線から吸い上げた資料でありますので、ある程度の実態について、お話しできていると思っています。村尾委員。

○村尾委員 例えば重大事案が発生した場合は、回数を増やして会議を実施されるのか。

○桶本こども教育課課長補佐 重大事案が発生した場合は、対策委員会が立ち上がります。

○山本教育長 それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。委員の皆様から異議なしの声をいただきましたので、原案どおり可決をいたします。

日程第4、議案第24号、新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会設置要綱の制定について、事務局より説明願います。

○中尾生涯教育課長 2ページ目をご覧ください。新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会設置要綱の制定について説明いたします。提案理由につきましては、「廻船問屋千原屋道盛邸」を日本遺産「北前寄港地・船主集落」の拠点施設として観光及びまちづくりに活用するに当たり、地域住民の意見を反映するとともに専門的な指導及び助言を得るため、新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会を設置します。

3ページ目に要綱を記載しております。第1条は設置、第2条は所掌事務、第3条は組織、委員は15人以内を考えております。第4条、委員の任期は、令和7年10月から令和9年度末で、約2年半を予定しています。会長及び副会長は第5条です。第7条で庶務。第8条でその他。附則といたしまして、この告示は、令和7年10月1日から施行するとさせていただきます。以上です。

○山本教育長 説明が終わりました。委員の皆様からご意見やご質問はございませんでしょうか。ないようですので、採決に移ります。

議案第24号、新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備検討委員会の設置要綱について、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

異議なしと認め、原案どおり可決をいたします。

続きまして、日程第5、議案第25号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

○中尾生涯教育課長 5ページ目をご覧ください。議案第25号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について、説明いたします。提案理由につきましては、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校の屋内運動場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部を、次のように改正いたします。7ページ目の新旧対照表をご覧ください。旧八田中学校、旧照来小学校屋内運動場がありましたが、築年数が60年を超えるかなり古い施設ということで、

このたび解体いたします。そのため、改正案で運動場を削除させていただいております。

6 ページ目の附則です。この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行します。

関連しまして、新温泉町使用料徴収条例の一部を次のように改正いたします。

8 ページ目をご覧ください。新温泉町使用料徴収条例新旧対照表です。こちらも旧八田中学校、旧照来小学校の屋内運動場の解体に伴いまして削除しています。以上です。

○山本教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

ご意見、ご質問はないでしょうか。岡田委員。

○岡田委員 解体は、いつ頃を予定していますか。

○中尾生涯教育課長 照来小学校は、現在少年野球や照来子ども教室等、2～3 団体利用されていますが、昨年 1 月から利用者と地域の方々等にご説明を申し上げてきました。少年野球から今年度に入り要望書が出されましたので、再度説明会を行い、解体についてご理解いただくようお願いしています。

1 0 月ぐらいから照来小学校は解体、旧八田中学校につきましては、これから設計に入りますので、積雪等の関係があれば、繰越しというような形を取らせていくかもしれないです。

○岡田委員 分かりました。

○山本教育長 村尾委員。

○村尾委員 代替施設はどこになりますか。

○中尾生涯教育課長 代替施設として提案をさせていただいたのが、現在の照来小学校の体育館です。

○山本教育長 そのほかございませんでしょうか。

旧照来小学校の体育館等々につきましては、取壊し計画の撤廃を求める要望書が出され、それに対して丁寧に説明会や意見聴取をされ、皆さんの要望も最大限聞かせていただきながら進めてきた条例でありますので、何とかお認めいただけたらと思っています。それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 5 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

異議なしと認め、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 2 6 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設

管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

○中尾生涯教育課長 議案第25号の条例改正に関連する事項といたしまして、議案第26号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設管理規則の一部改正についてです。

提案理由につきましては、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校の屋内運動場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設管理規則の一部を、次のように改正いたします。12ページ目をご覧ください。別記様式、第2条関係で申請書をつけさせていただいております。現行の四角の升の上から2段目です。使用施設の中に、屋内運動場というアンダーラインが引かせていただいている部分を、このたび廃止に伴いまして、削除させていただいております。

10ページ目、附則といたしまして、この規則は令和7年10月1日から施行します。どうぞよろしく願いいたします。

○山本教育長 ありがとうございます。先ほどの議案第25号に関連した議案ですが、何かご質問、ご意見はございますか。ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第26号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設管理規則の一部改正について、原案どおり決定することにご異議はございませんか。

異議なしということで、原案どおり可決をさせていただきます。

日程第7、議案第27号、教育長の辞職の同意について、事務局より説明します。

○朝野こども教育課長 13ページをご覧ください。議案第27号、教育長の辞職の同意についてです。

教育長である者、山本教育長から令和7年8月31日をもって辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により同意を求めるものでございます。

14ページをご覧ください。先ほど申し上げました法律の根拠法令の上記の部分でございます。第10条で、教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができるということで、このたびその同意のご提案をさせていただくものでございます。15ページは、山本教育長からの辞職願でございます。説明は以上です。

○山本教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

日程第7、議案第27号、教育長の辞職の同意について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。異議なしということで、議案第27号は可決されました。

続きまして、日程第8、その他 次回新温泉町教育委員会日程について、事務局より説明してください。

○桶本こども教育課課長補佐 次回の教育委員会の日程です。9月29日月曜日、13時30分から事前協議、13時45分開会で、よろしく願いいたします。

○山本教育長 本日は承認する議案等がありましたけれども、最後は任期半ばにしての教育長辞任の提案でした。委員の皆様にとっては、一番重たい案件だと思いますが、意を酌んで承認をいただき、ありがとうございます。これからも、教育委員会をよろしく願いしたいと思います。皆様には、健康には十分気をつけておられますと思いますが、より一層体調には気をつけて、頑張っていただけたらと思います。

本当にありがとうございます。

閉会 午後4時28分
